

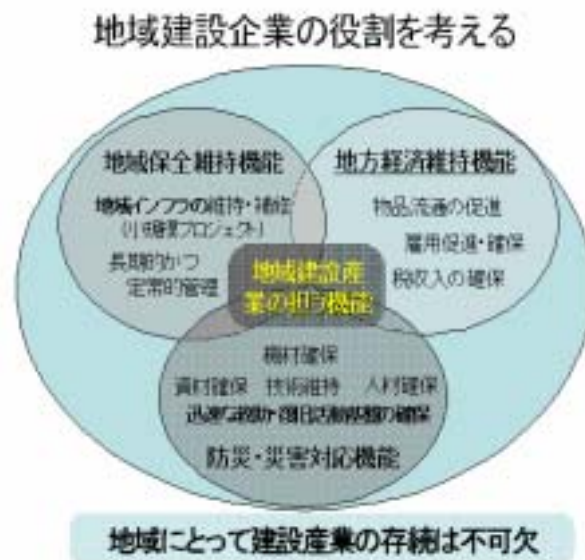
国会議員 各位

「建築基準法再改正」への取組みのお願い

建築基準法再改正を実現する会 発起人
高知工科大学 社会システム工学科 教授 草柳俊二

私は「建築基準法再改正を実現する会」の発起人の一人として、現建築基準法の問題点を分析し、具体的な改正方策を策定する活動を行なっております。同時に、平成 18 年から、全国の地方建設企業経営者の集まりである「全国建設青年会議」の皆様方と地方建設産業の役割を考える活動を続けています。

地方建設産業は右図に示すように、地域保全機能、地域経済維持機能、そして地域防災・災害対策機能といった地域社会を支え維持するための根幹機能を担っています。今、長い間、地域社会や居住環境の保全、安全を支えてきた地方の建設産業が瀕死の状態に陥り、廃業、転業を余儀なくされる企業が急増しています。



地方建設産業を追い詰めている原因には、

1. 三位一体政策に伴う地方公共事業の減少
 2. “競争の原理”導入に対する入札・契約制度の整備不足による過当競争
 3. 建築基準法改正による民間建築物建設工事の停滞
- といった問題が挙げられます。

これら 3 つの問題はそれぞれ異なった背景を持っていますが、3 番目の「建築基準法改正による民間建築物建設工事の停滞」は、平成 17 年に発覚した耐震設計偽造事件を契機に国土交通省が中心となり設定したシステムによるものです。

平成 19 年 6 月に施行された改正建築基準法の内容は、建築物を造るための第一関門である“建築確認申請”の審査を徹底強化するというものでした。つまり、建築物の

品質確保を設計段階で確定しようとするものです。この施策は建築物の品質管理の本質を違えたものといえます。

ほとんどの建築物は“注文生産による単一製品”であり、工場で造る製品のように、1000個作って品質基準に適った900個を市場に出すというものではありません。基準に従った設計の範囲では対応しえない部分や、顧客からの変更要望を建設過程で真摯に受け止め対応して行かなければ良い建築物を造ることはできません。したがって、建築物の品質管理の本質は、条件変更に対応しながら設計を昇華させて行くと共に、建築主が求める品質を“経過の管理”で作り上げて行くこととなります。

改正された建築基準法は、建築確認申請審査の厳正化という“入口の管理”のみに着目しているため、多くの時間と労力の掛けながら、逆に建築物の品質管理の本質である“経過の管理”が働かない状態を作り出しているのです。

行政は、耐震設計偽造事件が社会に与えた影響の大きさに驚き、国民の真の便益とは何かを十分に検討することなく、自身に及ぶ責任問題に思い巡らし建築基準法を改定したとあってよいでしょう。

建築確認申請審査の厳正化による時間と労力の無駄、経過の管理の機能停止は、地域社会や居住環境の保全、安全を支えてきた地域建設企業を苦しめています。同時に建築確認申請審査に携わるほとんどの者が、建築確認申請審査を厳正化しても、建築主が求める品質を造りだすことは出来ないことを承知しており、空しい作業を続けているのが実態です。現行の建築基準法のままでは、建築主が“満足し、安全に安心して住める建物”を造るという本来の目的は達成できません。

日本の建設投資額は、現在、約50兆円以下となっていますが、その内の2/3は民間の投資です。民間の建設投資のほとんどが建築建物であり、現状の建築基準法は地域建設産業だけでなく、地域社会や地域経済に大きな影響を与えています。この実態を国民に知って頂き、一日も早く建築基準法の再改定に取り組む必要があります。

現行の建築基準法を“経過の管理”という観点から総合的に見直し、真に国民が満足し、安全に安心して住める建物を造るものに改定することが求められています。

「建築基準法再改正を実現する会」は、既にその具体策を見出していますが、この改定は、最早、行政の範囲では動かず、政治の関与が必要な状態となっています。

ここに改めて国会議員の方々のご理解とご協力をお願いする次第です。

2009年7月吉日